

公的年金による負担の転嫁について

堀 勝 洋

I はじめに

かつて筆者は、ある雑誌でおおむね次のような趣旨の主張がなされているのを見かけた¹⁾。

- ① 公的年金は世代と世代の助け合いの制度であるが、これが「押しつけ連帯」にならないための条件がある。その条件とは、前の世代が後の世代に「つけ」を回さないこと、すなわち年金だけで負担と給付のバランスをとることである²⁾。
- ② ところが、現在の公的年金制度は、給付水準は現状で固定するが、負担は今後段階的に引き上げていくため、公的年金負担のほうが給付より大きくなってしまいう世代がどうしても出てくる³⁾。
- ③ このような負担と給付のバランスが著しく損なわれているような時点では、保険料負担を小刻みに引き上げていくことは、つけまわしを厚顔無恥にも続けていくことと同じである。したがって、次回改正時には、小刻み調整ではなくもっと大幅な料率引き上げが提案されることを望みたい。

公的年金制度は、保険料（およびその運用収入）または税金によって資金を調達し、それを受給者に年金として給付する仕組みである。したがって、その制度内においては、費用の負担者と年金の受給者のあいだに所得の移転（再分配）が行われている。年金制度は公的なものである以上、この負担と給付が公正なものでなければならないことはいうまでもない。

上の①～③に引用した主張は、現行の年金制度は前の世代が後の世代に「つけまわし」を行っており、この「つけまわし」が公正でないということを述べているもののようである。そして、この「つけまわし」を解消するために、現行の保険料の大幅な引き上げを提案しているわけである。

この論者の「つけまわし」という言葉は、価値中立的な用語では「負担の転嫁」に相当すると思われる、したがってこの論者は、わが国の公的年金は不公正な負担の転嫁を行っているとは主張していると考えられる。この公的年金による負担の転嫁の問題はきわめて重要な問題であるとともに、筆者にとっても興味をそそられる問題でもあるので、もう少し視野を広げてより立ち入った吟味をしてみたい。そしてそれが公正という規準からみて本当に問題であるのか、それが公的年金に関する年金観によってどう変わるのかといった視点からも、検討を加えたい。その際、「つけまわし」という用語にはすでに価値判断が過剰に含まれていて筆者の趣味に合わないのではあるが、本稿ではこの論者にならってこの用語を用いることにいたしたい。

II 遺族（障害）年金と「つけまわし」

わが国の公的年金制度においては、現在では、公的年金加入直後の死亡や障害に対しても、遺族年金や障害年金が支給される。すなわち、保険料を僅かしか拠出しなかった者（またはその遺族）にも、拠出保険料の何十倍何百倍にも相当する年金が支給されるわけである。これは、死亡または

障害という事故に遭った者の「つけ」が遭わなかった者に回されることを意味する。

しかし、このような「つけまわし」を非難する人はいないであろう。なぜならば、そもそも保険というのは、一定の事故（死亡、障害、老齢・退職等）に遭った者に、遭わなかった者の負担で給付を行う仕組みであり、このような「つけまわし」は保険が本来予定していたものだからである。

したがって、「つけまわし」にも許された「つけまわし」とそうでないもの（先の「つけまわし」論の論者による「厚顔無恥」な「つけまわし」とそうでないもの）があることにまず留意する必要がある。遺族年金や障害年金は、社会保険としての給付であり、以上のような意味で許された「つけまわし」であるということができる。

ただし、故意に死亡や障害という事故を発生させた者は、許されない「つけまわし」を行うものとして年金給付が制限される場合がある（国民年金法第69条以下、厚生年金保険法第73条以下等を参照）。このような措置は、偶然の事故に対処するという保険原理あるいは公正規準からみて、妥当なものであろう（ただし、遺族や障害者の生活保障という視点から、別の判断を下す人がいるかもしれない）。

次に、20歳未満で国民年金に未加入中の傷病によって障害者になった人にも、昭和61年4月1日から障害基礎年金が支給されるようになった。これは、保険加入中の事故に対してのみ給付を行うという保険原理からみれば、大きな逸脱であることは疑いない。このような保険料を支払わなかった保険未加入者による加入者への「つけまわし」についても一種の「押しつけ連帯」であるが、これについて、「つけまわし」論の論者は「押しつけ連帯」と考えるのであろうか。

筆者は、①国民年金への加入年齢を原則20歳とせざるを得なかったことに伴って生じた問題であること、②20歳未満時の傷病による障害者にも、国民の負担によって生活保障のための制度をいずれ設ける必要があったことなどの観点から、このような「つけまわし」の制度を設けたのは妥当であったと考えている⁴⁾。

III 賦課方式の老齢年金の「つけまわし」

老齢年金の財政方式を大別すれば、賦課方式および積立方式とその中間的な修正積立（賦課）方式に分けることができる。そして、この財政方式の背後にある考え方・原理は全く異なっている⁵⁾。したがって、公的な老齢年金の「つけまわし」について検討する場合に、この財政方式の違いを踏まえて行う必要がある。この第Ⅲ節では、このうち賦課方式による老齢年金について検討する。

賦課方式というのは、その年に徴収した財源（保険料 and/or 税金）でその年の年金給付費の全額を賄うものであり、したがって積立金を保有しない（ただし、数箇月程度の支払い準備金を保有するのが通例であるが、ここでは無視して論ずる）。欧米諸国の公的年金の大部分やわが国の基礎年金は、この賦課方式によっている。

この賦課方式の老齢年金の「つけまわし」を論ずるに当たっては、次の4つの条件を満たした静態的な状態についてまず考察し、次いでこれらの条件を1つずつ外した動態的な状態について論ずる。

- ① 消費者物価の上昇がない。
- ② 生活水準の向上（＝実質賃金の上昇と仮定する）がない。
- ③ 老齢年金受給者の保険料拠出者に対する比率（以下これを「受給者拠出者比率」という）が一定である。すなわち、高齢化が進行せず、労働力率が変化しないような状態にある。
- ④ 年金制度の導入期ではなく、成熟期にある。すなわち、支給開始年齢を過ぎた人がすべて満額の成熟年金を受給する。

（1）完全静態条件下の「つけまわし」

賦課方式の老齢年金というのは、そのときの若い世代がそのときの老齢世代の年金費用の全部を負担するものである。このような賦課方式の老齢年金が成り立つのは、各世代が順送りに前の世代の年金費用を負担しているからである。したがって、このような仕組みは、「世代間契約」、「世代

間の連帯」,「世代と世代との助け合い」などと呼ばれている。すなわち,自分の老後の年金費用という「つけ」を順繰りに後の世代に回す「つけまわし」の仕組みが,まさに賦課方式の老齢年金にはかならない。後の世代がこの「つけ」の支払いを拒否しないかぎり,永遠にこの「つけまわし」が続くことが予定されているのである。

このような「つけまわし」について,負担と給付の公平という公正規準からみるとどう評価されるのであろうか。先にあげた4条件の下では,許された「つけまわし」であると筆者は考えている。なぜならば,この4条件の下では,すべての世代が若いときに同じ額の負担をし,老齢期には同じ額の年金を受け取るからである。

自らの老後の費用を自ら賄う代わりに,順繰りに前の世代の老後の費用を賄うという社会的仕組みは,何ら非難されるべき筋合いはない。「つけまわし」論の論者にまず問いたいのは,このような「つけまわし」を行う賦課方式自体についても否定するのかということである。

(2) 物価上昇下の「つけまわし」

次に,消費者物価の上昇があった場合を考えてみよう(他の②~④の条件は維持)。物価の上昇があった場合は,年金の購買力を維持するため,年金額を物価にスライドして引き上げる必要があるが,そうすると保険料の絶対額も引き上げざるを得なくなる。しかし,この場合賃金も物価上昇分だけ引き上げられているであろうから,先の②~④の条件が満たされているかぎり,賃金に対する保険料の比率は変わらず,実質的な負担増にはならない。

すなわち,物価スライドを行った場合,各世代の保険料負担および年金受給の絶対額は異なるものの,実質的な負担や給付は同じであり,したがって物価スライドに係る保険料額の後代への「つけまわし」は許されるものと理解すべきである。むしろ,以上の考察からみて,物価スライドを行わないという選択は,世代間の公平という公正規準に反することは明らかである。

国民年金のような定額の保険料についてはこの

ような物価スライド分だけ保険料額を引き上げざるを得ないが,被用者年金の保険料は定率なので引き上げる必要はない。ただし,後者の保険料の絶対額も国民年金と同じように引き上げられるが,このような引き上げについて「つけまわし」論の論者はどのように考えるのであろうか。

(3) 実質賃金上昇下の「つけまわし」

次に,第2の生活水準の向上(=実質賃金の上昇)がないという条件を外した場合のことを考えてみよう(他の①③④の条件は維持)。

賦課方式の老齢年金制度というのは,若い世代が賃金などの形で取得した所得(例えば100兆円)のうちから,一定額(例えば20兆円)を保険料・税金という形で拠出して,老齢世代にこれを年金という形で給付するものと理解することができる。この若い世代の所得が生産性の向上等により実質で110兆円に増えた場合に,この10兆円の増加分を若い世代と老齢世代にどのように分配すべきであろうか。

20兆円しか受給していなかった前の世代とのバランスから,同じ20兆円しか給付しないという政策を選択した場合は,若い世代の負担は絶対額では20兆円と前の世代のそれと変わらないものの,所得に対する負担の比率では低くなる(20兆円/100兆円→20兆円/110兆円)。したがって,この負担率を一定にするためには,若い世代の所得の上昇率と同じ10%分だけ年金額を引き上げて,年金受給額を22兆円にする必要がある。すなわち,いわゆる賃金スライドを行う必要があるわけである。

しかし,このように賃金スライドを行うと,そのときの老齢世代の生活水準は前の世代のそれよりも高くなり,また保険料の絶対額では大きい「つけ」をそれ以降の世代に回すことになる。このような「つけまわし」について,「つけまわし」論の論者は「厚顔無恥」なものと考えるのであろうか。筆者は,①生活水準の向上を若い世代と老齢世代が分かちあう賃金スライドは当然のことであり,②世代間の負担率は変わらないので,このような「つけまわし」は公正なものであり許されたものであると考える。

(4) 高齢化進展下の「つけまわし」

次に、第3の受給者拠出者比率が一定という条件を外した場合のことを考えてみよう（他の①②④の条件は維持）。これは、例えば10人の若い世代が1人の高齢世代の年金費用を負担していたのが、5人で1人の分を負担するようになった場合である。

受給者拠出者比率は、高齢者や婦人の労働力率が変化したり失業率が変化した場合なども変わり得るが、最も大きな変動要因は高齢化である。そして、わが国においてはこのような高齢化が急速に進み、受給者拠出者比率が今後いっそう悪化することが予測されている。

先の例のように受給者拠出者比率が1対10から1対5に悪化すれば、同じ年金額を保障するためには、先の①②④の条件の下では、後の世代は前の世代に比べて2倍の負担をする必要がある。すなわち、賦課方式の下では高齢化が進めば進むほど、後の世代の負担が高まっていくのである。高齢世代の年金額は全く変わらないのに、高齢化が進むというだけで世代間に年金費用の負担に格差が生じるのである。ただし、ある世代を取り出してみると、自らの負担は前の世代よりも大きい、次の世代にはより大きな「つけ」を回すという意味で、必ずしも前の世代を非難する立場にないことに留意する必要がある。

さて、このような高齢化の進行に伴う「つけまわし」について、どのように考えたらよいのだろうか。筆者は、賦課方式そのものがもともと「つけまわし」を行うものであり、これが高齢化によって後代の負担が重くなるとしても、それは高齢化という現象に原因があるにとらえるべきであって、この2つを混同すべきではないと考える。すなわち、賦課方式という政策を選択した以上、高齢世代の扶養を行うのは若い世代の義務となり、扶養負担が徐々に重くなるとしても、それは前の世代が贅沢をした「つけ」を後代に回すようなものとは異なるのである。

「つけまわし」論の論者は、このような高齢化が予想されるなかで、賦課方式を採用するという選択そのものが、「厚顔無恥」なものであると非

難するのであろうか。しかし、欧米諸国の公的年金が積立方式から出発してしだいに賦課方式に移行したように、物価や賃金の上昇に対応し早期成熟化の要請に対応するため、賦課方式に近づいていったのは不可避であったと筆者は考えている。

高齢化に伴う負担の世代間の格差を避けるには、後述するように積立方式によって解決できるのであるが、積立方式を維持するのは困難であり（後述）、いったん賦課方式に移行した後で積立方式に戻るには多くの困難が伴う。なぜならば、既裁定年金の受給者の年金費用を賦課方式で賄いながら、自らの年金費用の全部を積み立てるのは二重の重い負担を課すことになり、世代間の公平に反するからである。この意味で、既存の年金制度の積立方式から賦課方式への移行は、実質的に不可逆的なものであると考えられる。

すでに賦課方式に移行した欧米諸国においては、年金財政の維持のため、給付費の削減や財源確保のための各種の措置を講ずることはあっても、高齢化に伴う「つけまわし」について、それを「厚顔無恥」であると非難する者はきわめて少ないように思われる。高齢者の扶養負担はどの時代をとっても若い世代がその多くの部分を負担してきたのであり、高齢者が増加すればその負担の増加を若い世代が担うのはやむを得ないのではないかと、筆者は考えている。

なお、高齢化がピークに達し定常状態になれば、負担の水準は高いものの、その段階では負担と給付に世代間の格差はなくなる。すなわち、負担に世代間の格差があるのは高齢化が進行している段階だけであり、しかもその段階における負担は高齢化がピーク時の負担よりも軽いことに留意する必要がある。

団塊の世代は（賦課方式の要素をもったわが国の年金制度の下では）、自分が保険料を拠出する段階では高齢化が進んでいないため軽い負担ですむが、この世代が高齢期に達した段階では重い負担を後代に課す。「つけまわし」論の論者はかつて、自らが属する団塊の世代は二重の重い負担をしなければならないと述べたが、以上のことからみてこれが誤りであることが明らかである。団塊

の世代はきわめて幸運な世代であり、団塊の世代の次の世代以降が重い負担を担うのである（ただし、団塊の世代の次の世代以降は重い負担ではあるが、世代間に負担の差はほぼなくなるのである）。

それでは次に、高齢化が進行中の負担を重くすることによって、高齢化がピークに達したときの若い世代との負担の均衡を図るという政策について考えてみたい。この政策こそは、現在のわが国の公的年金制度が一部採用しているものである。すなわち、現在厚生年金保険では毎年5兆円前後の額を新たに積み増しているが、これは現在の高齢世代の年金給付に必要な額以上の額を、現在の若い世代が拠出しているからである。したがって、現在の若い世代は現在の高齢世代の年金負担を行うとともに、自らの老後にも備えているという意味で、二重の負担を行っているといえることができる（ただし、現在の年金給付費が、わが国が早期成熟化措置を十分に行わなかったため比較的軽くすんでいるという事情が、この二重の負担を可能ならしめている背後にある）。

さて、以上のような状況にあるにもかかわらず、「つけまわし」論の論者は、現在の保険料率では「厚顔無恥」な「つけまわし」を行うものだとし、さらにその引き上げを主張している。これは、この論者が現在のわが国の公的年金が賦課方式によっていると考えずに、自分の年金費用を自分が賄う積立方式によっていると考えているからにはかならない（しかし、この論者はかつて現行制度がほとんど賦課方式化していることを論証したことがあるのである）。このような考え方が妥当なものであるかどうかは、さらに詳しく後で検討したい。

（5）年金制度導入期の「つけまわし」

以上は、公的年金制度が完全に成熟期にある場合を想定して論じたものであるが、ここでは公的年金制度が導入期にあり未成熟の段階にある場合のことを考えてみたい（他の①～③の条件は維持）。

公的年金について社会保険方式を採り、しかも

財政方式として賦課方式を選択した場合は、導入期の負担は軽くてすむ。なぜならば、第1に、社会保険方式の下では老齢年金の受給資格として一定年数の加入を要件とするのが通例であり、この年数を満たした者は徐々にしか発生しないため、その年金給付費は最初は僅かですむためである。第2に、社会保険方式の下では年金額は加入期間に比例させるのが通例であり、制度の導入期における年金額は低く給付費は少ないため、賦課方式の下ではその負担は軽くてすむからである。

以上のように、制度の導入期において賦課方式を選択すれば、負担は徐々に高まっていき世代間に負担のアンバランスが生ずるが、成熟段階に達すればこのような負担の格差は解消される。このような制度導入期における世代間の負担のアンバランスを解消し、負担に関する世代間の公平を図るためには2つの選択肢があり得る。

1つは積立方式を採用することであり、他の1つは導入期にすでに中高齢である世代に満額の成熟年金を支給することである。1947年発足のフランスの企業年金（*régimes complémentaires*）は、当初から賦課方式（*répartition*）を導入することによって後者を選択したが、通常このような制度を採用するのは困難である。なぜならば、社会保険方式の下では、保険料を拠出しなかったり短期間しか拠出しなかった者に、成熟年金を支給するには大きな抵抗があるからである。したがって、前者の積立方式を採るのが通例であり、わが国の公的年金や欧米諸国の公的年金の大部分もそうであった（これは、自分が積み立てた資金で自分の老後の費用を賄うのが年金であり、かつ積立金をもたない制度というのは財政的に健全でないという考えが支配的であったことにもよるであろう）。

しかし、公的年金が積立方式で出発したとしても、以下に述べる理由により早晩その原則は崩れざるを得ず、そのときの若い世代がそのときの高齢世代の年金給付費を賄うという賦課方式の要素が入り込まざるを得ない。

① 物価や賃金の上昇があれば、国民の「生活の保障」「生活の安定」を行うという公的年金の本質上、それに応じて年金額を引き上げ

ざるを得ない。しかしそれによって生じた積み立て不足は、すでに年金を受給している世代に負担させることはできず、若い世代の負担とならざるを得ない⁶⁾。

- ② 公的年金を社会保険方式で導入すると、老齢年金の受給資格期間を満たす人が現れるまで年金受給者は発生しない。また支給が開始されたとしても、制度の導入期においては受給者は少なく、年金額も低い。しかし、このようなことはそのときの中高年齢者の生活の保障をも目的として導入された年金制度の意義を薄れさすものとして政治的には許されず、多くの国において早期成熟化の措置が採られた。この場合の早期成熟化の意味としては、受給資格期間を短縮することと、未成熟年金の額を相当程度引き上げることを意味している。

このような早期成熟化措置について、それに要する費用をすべてそのメリットを受ける世代にだけ負担させるとするのは政治的に受け入れられないため、そのメリットを受けない世代にも負担させるのが通例である。したがって少なくとも導入期の中高年齢者について、賦課方式の要素が入り込まざるを得ない。

しかし、導入期の高齢者の年金費用について賦課方式でそのときの若い世代に負担させるとすれば、若い世代の年金費用について若い世代に完全に積み立てさせることができないのは明らかであり、早晚積立方式は崩れざるを得ない。

- ③ また、たとえ早期成熟化措置を採ったとしても、積立方式の下では巨額の積立金が集積される。このような状況の下では、給付の改善や保険料の引き下げ（ないしは引き上げへの反対）の要求が政治的に強まるのは不可避であり、その要求をのめば積み立て不足をもたらすことになる。現に、国民年金が発足した当時、給付を行わないで拠出だけさせるのは、資本蓄積のためであり資本側の収奪であるとして、制度の導入そのものに大きな反対運動が起こった。

公的年金制度は、単に経済的な制度であるだけでなく、国民の合意を得つつ進めなければならない政治的・行政的・財政的な制度であることを理解する必要がある。

- ④ 以上のように賦課方式の要素が入り込むのは政治的に不可避であっただけでなく、わが国においてはそれが妥当でもあったと考えられる。なぜならば、わが国においては公的年金制度が導入されるまでは高齢者の扶養は家庭内で行われていたが、これも一種の世代間扶養であり、これを同じ世代間扶養を行う賦課方式の公的年金に代置するのは合理的な選択であつたと考えられるからである。逆にいうと、老親を家庭内で扶養しつつ、自らの老後費用の全部を積み立てさせる公的年金制度を導入するのは、二重の負担を課すものであり、もともと無理があつたのである⁷⁾。
- ⑤ 以上のほか、公的年金について積立方式を維持することが困難であり妥当でもないことは、すでに別稿⁸⁾で詳述したのでそれを参照されたい。

以上のように、公的年金制度がたとえ積立方式で出発したとしても、しだいに賦課方式の要素が入ってこざるを得ないが、制度導入期に賦課方式を導入すると、その部分の負担については最初は軽く徐々に重くなっていくことは前述したとおりである（なぜならば、制度の導入期においては、受給者は少なく年金額は低いからである）。そしてこれは、たとえ高齢化が進まなくても、制度の導入期に賦課方式の要素を入れたというだけで生ずるのである。

このようなことは年金費用の負担について世代間に格差をもたらすが、これを「厚顔無恥」な「つけまわし」ということができるであろうか。筆者は必ずしもそう考えない。なぜならば、①公的年金制度が賦課方式の要素をもつのはやむを得ないことであり、②制度の導入期に賦課方式の要素が入るとその部分の負担は徐々に高まるのであり、③現在の若い世代は現在の老齢世代の年金費用を賦課方式で負担するだけでなく家庭内でも扶養するとともに、自分の老後の費用をも積み立ててい

るからである。この積立金が自らの老後の費用を賄うのに十分でないとしても、それはやむを得ない事情があるのである（前の世代の公的年金費用への充当、インフレによる積立金の減価、平均寿命の伸長、前の世代の家庭内での扶養等）。

ただし、現在の若い世代が、現在の高齢者の年金費用や家庭内扶養費用を負担している以上に自分の年金費用を後代に回したり、インフレなどによるやむを得ない積立金の減価分以上の費用を後代に回したりしていれば、それは許されざる「つけまわし」といえるかもしれない。したがって、問題はこの許された「つけまわし」と許されざる「つけまわし」が各々どれだけあり、現在の若い世代は本当に許されざる「つけまわし」を行っているかどうかである。

IV 積立方式の老齢年金と「つけまわし」

以上は賦課方式による老齢年金の「つけまわし」について考察したものであるが、この節では積立方式の老齢年金について検討したい。

積立方式は、若いときに拠出した保険料とその運用収入を積み立て、老後の年金費用に充てるものであり、若い世代からの所得移転はないものである（国庫負担はないものとして論ずる）。企業年金や個人年金などの私的年金は、この積立方式によるものが大部分である。公的年金については、発展途上国の一部に積立方式のものがあるが、欧米諸国でこれを採用しているものはほとんどない。スウェーデンの付加年金（ATP）など積立金を有しているものがあるが、これらは修正積立方式によっている。

この積立方式の老齢年金の給付原資は、基本的には各年金受給者が若いときに拠出した保険料とその運用収入によって賄われており、したがって以下これを「貯蓄部分」と名づける。このほか、自らが拠出したものでないもの、すなわち、①年金受給開始前に死亡した人の積立金、および②年金の受給を開始したものの平均受給期間より前に死亡した者の積立金の残りの、老齢年金の原資になる。以下これを「保険部分」という（ただし、

死亡した人の遺族に遺族年金が支給される場合があるので、必ずしも死亡者の積立金が他の人の老齢年金の原資になるとはかぎらないが、ここではこの問題は無視して論ずる）。

老齢年金の保険部分は、老齢という稼得能力を低下させる事故に遭わなかった（遭ってもそのリスクが小さかった）人から遭った人へ所得を移転するものであり、これも一種の「つけまわし」ということができる。しかし、この「つけまわし」については、遺族年金と障害年金の「つけまわし」について述べたと同じように、社会保険としての公的年金が本来予定していたものであり、許された「つけまわし」であるということができる。

次に貯蓄部分については、たとえ高齢化が進行中であろうと年金制度が導入期であろうと、「つけまわし」は全くない。この部分について「つけまわし」をしたとすれば、それは許されざる「つけまわし」であるということができる。

しかし、わが国の公的年金制度は賦課方式（基礎年金）または修正積立方式（被用者年金）を採っているものであり、積立方式の考えで「つけまわし」を論ずることはできない。そこで、わが国の公的年金の一部分とされる厚生年金基金が（過去勤務債務の未償却部分を除き）、基本的には積立方式を採っているのをこれを素材に考えてみたい。

厚生年金基金加入者の老齢厚生年金は、厚生年金基金が積立方式で支給する部分と、厚生年金本体が物価スライドや標準報酬を再評価した分について支給する部分に分けられる。以下本稿で、前者を「基本部分」、後者を「スライド部分」と名づけて、その「つけまわし」について考察してみたい。

まずスライド部分については、厚生年金本体が修正積立方式を採り完全な積み立てを行っていないので、「つけまわし」が行われている。しかし、この「つけまわし」にはやむを得ない面があることは前節で論じたとおりであり、現在の保険料水準が許された「つけまわし」を行っているのかそれ以上を「つけまわし」しているのかは、実証を必要とする。

次に、基本部分については、現在のところ「つけまわし」は行われていないようである。しかし、積立方式を採ったとしても、年金の支給に必要な原資が完全に積み立てられるかどうかは必ずしも保障のかぎりではない。なぜならば、必要な保険料を算定するに当たっては、加入率、脱退率、死亡率、利子率等の将来の動向に関する数多くの仮定が用いられており、これらの基礎率が仮定どおりにはならない可能性があるからである。

現在の厚生年金基金の予定利子率は5.5%と低めに設定され、かつ物価および賃金の上昇が前述のスライド部分の設定によって吸収されているため、基本的には積み立て不足が生じないようになっているが、将来どのような変動が起こるか予測できない。かといって、積立金に大幅な余剰が出るような仮定を設けることも困難である。なぜならば、そのような仮定は保険料を高めを設定することを意味するため、保険料負担者の合意を得るのが困難となるからである。結局、そのときに合理的であると考えられるような仮定を設けざるを得ないのである。

このような仮定と実際の数値とがずれて積み立て不足が生じた場合に、厚生年金基金としてはどのように対処すればよいのであろうか。ひとつの方法は約束した給付を削減することであり、他の方法はそのときの保険料拠出者に「つけまわし」をすることである。

以上のような厚生年金基金についての検討を、積立方式の公的高齢年金に当てはめると次のようなことがいえよう。第1に、物価や賃金の上昇したことによる「つけまわし」については、ある程度やむを得ない面があることである。第2に、財政計算上のさまざまな仮定（平均寿命の伸び、利子率の低下等）が外れたことによる「つけまわし」についても、やむを得ない面があるということである。

V 結 論

わが国の公的年金の採っている財政方式は、いわゆる修正積立方式である。この修正積立方式と

いうのは、老後の年金給付に必要な額の全部ではなく一部を積み立てるものである。したがって、不足の財源はそのときの若い世代からの拠出によらざるを得ず、賦課方式の要素が入り込んでいる。この修正積立方式には積立方式に近いものから賦課方式に近いものまで千差万別であるが、わが国の公的年金は賦課方式に近い修正積立方式であるとされている。厚生年金だけで約63兆円もの積立金があり（昭和63年度見込み）、年々5兆円前後の新規積み立てがなされているが、これは、①まだ制度が成熟化過程にあり、年金受給者が少なく未成熟の低い年金しか支給されていないこと、②高齢化が十分進んでいないため、年金受給者に比して保険料拠出者が多いためである。

さて、この修正積立方式によっているわが国の公的年金を、「つけまわし」という観点からみるとどうなるであろうか。積立方式の観点からは、自分の老後の年金給付に必要な積み立てを必ずしも十分に行っていないのだから、許されざる「つけまわし」を行っているということになる。賦課方式の観点からは、高齢世代の年金費用を若い世代が負担するのは順送りの扶養であるため、許された「つけまわし」だということになるであろう。

しかし、このように単純に言い切ることができないことは、すでにそれぞれ賦課方式および積立方式の「つけまわし」のところで論じたところである。積立方式でさえ、①保険部分の「つけまわし」、②貯蓄部分の物価・賃金上昇による目減り分および各種仮定が外れたことによる「つけまわし」については、やむを得ないものである。

「つけまわし」論の論者は、保険料を小刻みに引き上げていくことは「厚顔無恥」な「つけまわし」であると非難したが、本稿はこの問題について詳しく考察した結果、次のことを明らかにした。

- ① 賦課方式の下で高齢化が進行すれば、負担は徐々に重くなっていく。
- ② 社会保険方式の公的年金の導入期に賦課方式の要素を入れれば、負担は徐々に重くなっていく。
- ③ 公的年金がたとえ積立方式で出発したとしても、物価・賃金の上昇、早期成熟化の要請

などにより多かれ少なかれ賦課方式の要素を入れ込まざるを得ない。

- ④ 以上のことから、高齢化が進行中でかつ年金制度の導入期においては、負担は徐々に高くなるのはやむを得ない面がある。

現在負担が軽くてすんでいるのは、現在高齢化の程度が低く、年金制度が成熟化していないためである。高齢化が進み、年金制度が成熟化していけば負担は徐々に重くなる。これを「厚顔無恥」な「つけまわし」ととらえるかどうかは、帰するところ公的年金制度が順送りの扶養を行うものか、それとも自ら積み立てたもので老後の費用を賄うものかという年金観による。

筆者は、老親の扶養というのは、過去からずっと家庭内で若い世代が行ってきたのであり、それを公的年金という形で社会的集団的に行うようになったものととらえている。したがって、高齢化が進み高齢者が増えていったとしても、その扶養は若い世代が行うべきであると考えている。

年金制度の導入期においては、家庭内での私的扶養がしだいに公的年金による扶養に置き代わっていくため、若い世代の扶養負担はこの私的扶養と公的扶養の両面をみる必要がある。すなわち、年金制度の導入期においては、年金費用の負担という面ではそのときの若い世代の負担は小さいが、私的な扶養負担は年金制度の成熟期に比べれば大きいのである。さらに老齢福祉年金や恩給などについても、現在の若い世代が税金という形で負担しているが、これらは将来の世代は負担しなくてすむのである。言い換えると、将来の世代の老人扶養負担は年金制度の保険料と国庫負担だけを考えればよいが、現在の老人扶養負担は家庭内扶養負担や老齢福祉年金、恩給等の負担を考える必要があるのである。「つけまわし」論の論者はこの点に関する視点がすっぱり抜けている。

「つけまわし」論の論者は、年金制度を「世代と世代の助けあい」の制度であるとしてとらえているが、これが順送りの扶養を意味するのなら、現在の若い世代が自分の老後の費用を次代に「つけまわし」するのは何ら非難されるべきことではないはずである。たとえそれが、高齢化と年金制度の

成熟化によって負担が増えていくにしても、それは高齢化と年金制度の成熟化に主な原因があるのであって、浪費した「つけ」を回しているからではない。このような「つけまわし」を「厚顔無恥」とであると非難するというのは、自分で自分の老後の費用を賄うという積立方式の年金観に基づくものであり、「世代と世代の助けあい」という年金観と矛盾するものである。

（本稿は、財団法人年金制度研究開発基金の助成金に基づいて設けられた「年金と世代間負担の公平に関する懇談会」における議論に負うところが多く、そのメンバーであった福武直委員、伊部英男委員、人見康子委員などに感謝したい。ただし、本稿における意見及びあり得べき誤りは、筆者自身のものである。）

注

- 1) 詳細かつ正確なその内容については、昭和62年11月号の『私学共済』の「世代と世代の助けあい」という論評を参照されたい。
- 2) しかし、この論者は、①老親に対する私的扶養の必要性が段階的に小さくなっていく場合、②経済成長率が今後とも低下することなく長期的に維持されるという見通しがある場合は、年金負担を段階的に引き上げることがひとつの選択になると述べ、年金制度外の事情によって負担と給付のアンバランスが許されることを、自ら認めている。しかし、なぜこの2つの場合にだけ例外を認め、後述するような他の場合は認めないのかは筆者は全く理解できない。
- 3) しかし、公的年金負担を段階的に引き上げていけば、負担額のほうが給付額よりも大きくなる世代が出てくるというこの主張も、筆者は全く理解することができない。

賦課方式を前提とするかぎり（わが国の公的年金の財政方式はすでに賦課方式に近いとされている）、高齢化が進行中でかつ年金制度が成熟化の途中にあれば、後述するように前の世代のほうが負担は軽くてすむ。したがって、この段階において、たとえ給付水準の引き下げや支給開始年齢の引き上げを行ったとしても、それを徐々に行うなどの方法により、負担の絶対額が給付の絶対額を上回らずに行うことは十分に可能である。

また、高齢化が定常状態に達し、年金制度が成熟化した段階においても、賦課方式を維持し物価や賃金によるスライドがなされるかぎり、負担の絶対額が給付の絶対額を上回ることとはあり得ない。

この論者の主張は、物価や賃金などに関する一定の仮定に基づく計算によると思われるが、例えば年金受給開始後物価や賃金が上昇すればするほど、スライドによって年金額が引き上げられ、負担額に対する給付額の比率（拠出給付比率、内部収益率、所

得補助率などで表される)は高まるのである。したがって、この率の計算結果は、一定の仮定が結果として出てくるものにすぎず、仮定を変えれば別の結果になるものであり、負担額と給付額のバランスも物価および賃金の上昇率によって大きく変わり得るのである。

- 4) なお筆者は、拙稿「障害年金制度の問題点と改革の方向」社会保障研究所編『年金改革論』東京大学出版会、昭和57年、108～111頁で、20歳未満時傷病による障害者に基礎年金を支給するよう提案したことがある。
- 5) 筆者は、拙稿「公的年金のスライドの在り方について」『季刊・社会保障研究』Winter, 1985, 300頁で、賦課方式は世代間扶養原理、積立方式は貯蓄原理と保険原理によっていることを明らかにした。
- 6) 物価や賃金の上昇に対応することは、①積立金の予定利子率を上回った利子を充当することや、②保険料算定の際にあらかじめ物価・賃金の上昇を見込んでおくなどの方法により、ある程度は可能である。しかし、戦争や石油危機、高度成長期の高いインフレや経済成長などへの対応は困難である。また、財政計算に際して高い物価・賃金の上昇を見込むこと

は、保険料が負担できなくなるほど高くなるという問題があり、結局は賦課方式の要素を入れ込まざるを得ない。

- 7) 「つけまわし」論の論者は、家庭内扶養が行われているときに積立方式の公的年金を導入することは二重の負担を押しつけることになるので、戦争や占領あるいは革命のような非常時にしか強行できないだろうと述べている(『労働時報』、昭和63年3月、28頁)。しかし、前段はともかく、後段の主張は事実であろうか。厚生年金保険(昭和16年)や船員保険(昭和14年)はたしかに非常時に制定されたが、国民年金が制定された昭和34年や非積み立ての恩給法から積み立ての国家公務員共済組合法になった昭和33年が非常時であったとはとうてい考えられない。また、ドイツは1889年、イギリスは1925年、フランスは1930年、アメリカは1935年に積立方式の公的年金制度ができたが、この時期が戦争や革命のような非常時にあったと本当にいえるであろうか。
- 8) 拙稿「年金改革にタブーはあるか」『週刊社会保障』、昭和59年2月13日。

(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)